

佐賀県西部広域環境組合施設整備検討部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は佐賀県西部広域環境組合ごみ処理施設建設委員会設置要綱第8条の規定に基づき施設整備基本計画を策定するため、佐賀県西部広域環境組合施設整備検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を検討し、その結果について委員会へ報告する。

- (1) エネルギー回収推進施設の処理方式及び施設規模等に関すること。
- (2) 粗大ごみ処理施設の処理方式及び施設規模等に関すること。
- (3) 最終処分場の種類、埋め立て方式及び施設規模等に関すること。
- (4) 浸出水処理施設の処理方式及び施設規模等に関すること。
- (5) その他ごみ処理施設建設委員会委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 部会の組織は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 学識経験者 | 5人 |
| (2) 構成市町担当課長 | 9人 |
| (3) 域内既存施設(焼却施設・最終処分場)担当職員等 | 3人 |

(任期)

第4条 部会の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了する。

(部会長等)

第5条 部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の中から互選する。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。ただし、部会を初めて招集するときは、管理者が招集する。

- 2 部会は、3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、佐賀県西部広域環境組合事務局が行う。

(公開)

第9条 部会の会議については原則非公開とする。ただし、会議録については公開を行う。

- 2 部会長は会議の内容に応じて必要があると認めるときは、会議録の一部又は全部を非公開とすることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会運営のための必要な事項は、部会長が部会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月19日から施行する。